

清代乾隆初における張允隨の雲南経営

——改土帰流後の雲南と金沙江開鑿工事——

森 永 恭 代

目次

はじめに

第一章 張允隨の対雲南政策

第一節 農業政策について

第二節 鉱業政策について

第二章 乾隆初年の雲南開発と金沙江開鑿工事

おわりに

はじめに

筆者はこれまで乾隆初年長江上流の金沙江における航道開鑿工事に注目し、その具体的内容を明らかにしてきた⁽¹⁾。そして工事の意義を再考するという観点から、前稿では工事開始直前に雲南で行われた雍正期の「改土歸流」と、総督鄂爾泰の雲南経営について検討した⁽²⁾。「改土歸流」とは、長年西南地域の統治基盤であった土司制度を廃止し、中央から派遣される流官による内地同様の州県制に移行するというものである。特に雲南東北部を中心に、武力行使も辞さず精力的に展開されたのが雍正期であり、雲南赴任中の鄂爾泰第一の功績であった。

この改土歸流の結果、西南地域の開発が大いに促進されたと、近年中国では高く評価される傾向にある。土司の存在によって地理的にまた経済的にも閉鎖状況にあった雲南を、外界へ開放するきっかけとなったことは確かである。雍正以前の改土歸流と比べ、土司排除を明確に目的としていた分、より効果的に働いたとも言える。しかし改土歸流が直接地域開発に作用したかといえば、必ずしもそうだとは言いがたい。むしろ改土歸流後の雲南でどのような政策が執られたかが問題なのであって、その先鞭となった鄂爾泰の政策方針をこそ重視すべきである。鄂爾泰が雲南経営そのものにも意欲的であったことは、筆者が前稿で明らかにした通りである。

改土歸流によって統治方法の大規模な転換が図られたことにより、雲南では新しい体制を一から構築する必要に迫られた。鄂爾泰はその先駆けとなって一定の成果を上げたが、雍正九年（一七三二）には京師へ召され大学士の地位に就いている。では以後の雲南経営はどのように進められたのか。

雍正末から乾隆初にかけて雲南総督には四人が就いているが、中でも乾隆六年（一七四一）に雲南巡撫から総督に就任した張允隨は、雲南赴任歴がずば抜けて長い人物である。康熙五十七年（一七一八）雲南楚雄府知府となって以来、

各知府・按察使・布政使等を歴任し、なんと三十二年間にわたって雲南経営に携わり続けた。同じ省にこれほど長期間赴任するのは珍しい。本来現地との癒着を問題として忌避すべきところであり、他に例のないことである。また鄂爾泰の推挙によって雍正帝との面会を果たしており、彼の傘下で改土帰流の推進にも活躍していて、二人の関係は深い。なにより金沙江開鑿工事は鄂爾泰の提案を踏まえ、張允隨の指揮の下で実現されたもので、その詳細は以前に筆者が述べたとおり、官営の一大事業であった。

本稿では鄂爾泰以後の総督で、特に注目に値する人物として張允隨の雲南経営を取り上げ、その全体像を明らかにしようと思う。その上で開発政策の一つとして、今一度金沙江開鑿工事の意義を考えたい。一連の政策によって雲南に何がもたらされたのであろうか。

では本題に入る前に、張允隨とはどのような人物であったのか、ここでもう少し詳しく触れておこう。⁽⁴⁾

張允隨は康熙三十五年（一六九六）の生まれ、字は覲臣、時齋と号した。山東省蓬萊県に籍を置く漢軍鑲黃旗人の出身で、代々清朝官吏を務めてきた家柄であった。

彼の官僚人生はまず監生から捐納により光祿寺典簿となったことに始まる。康熙五十三年には江南寧国府同知に任じられ、同五十七年雲南楚雄府知府となり、以後長きにわたる雲南赴任が続くことになる。雍正元年雲南広南府知府となるが、母の死去に伴い一時職を辞した。『清史稿』の記述によればその際「総督鄂爾泰等請留司銅廠」とあり、鄂爾泰等に官に留め置くよう請われている。銅行政に明るい彼を雲南が強く必要としていたことがわかる。

雍正二年十二月には雲南糧儲道に任じられた。この頃鄂爾泰の推薦により勤政殿にて雍正帝と面会を果たし、その甲斐あつてか雍正五年六月には雲南按察使を、十一月には雲南布政使を相次いで命ぜられている。当時雲南総督であつた鄂爾泰の旗下において、改土帰流政策に功績を挙げ、雍正八年八月ついに雲南巡撫の地位に就くこととなった。

鄂爾泰が上京し雲南を去つても、張允隨は巡撫として活躍し続けた。乾隆五年（一七四〇）、時の総督慶復とともに金沙江開鑿を請う上奏を提出、翌六年には彼自身が巡撫を兼ねる形で総督に就任し、その指揮の下に金沙江開鑿工事が実施されることになったのである。この工事は乾隆五年（一七四〇）から十三年（一七四八）にかけて、船舶航行の安全のため、金沙江の航道の浚渫及び開鑿作業を行ったものである。張允隨の代表的な功績として必ず挙げられる大事業で、雲南銅京運に果たした役割も大きいことから、銅輸送のための工事であったとする理解が一般的である。しかし筆者は、京運開始以前から外省との交流を希求していたことや、雲南地域の特性を加味した上で判断しなければならぬと異議を唱えている。本稿においてもこれは大きな課題である。

張允隨という人物についての先行研究は少なく、楊寿川氏・王燕飛氏の先論があるのみである。⁽⁶⁾本稿では両氏の見解も踏まえつつ、筆者なりの評価を与えていきたい。

その際、主として使用する史料は、張允隨の雲南巡撫・総督時代の上奏文をまとめた『張允隨奏稿』（以下『奏稿』と略称）である。以前拙稿でも紹介した『雲南史料叢刊』⁽⁷⁾に収められており、雍正・乾隆期の雲南研究に格好の材料を提供してくれる。本稿では、これまであまり注目されてこなかった金沙江開鑿工事に着目し、同史料を通じて張允隨の雲南経営全般にわたって検討するとともに、最後に改めて金沙江開鑿工事の意義を考察してみたい。

第一章 張允隨の対雲南政策

張允隨が雲南に対して取った姿勢は「因地制宜」を基本としていたという。

滇南は遠處極辺にして、界は外域に連なり、漢夷雜處す。一切の辺備の夷情より以て銅塩廠課の諸務を調劑するに及ぶまで、均しく須く地に因りて宜しきを制すべし、⁽⁸⁾…。

と『奏稿』にあるように、外界と連なる辺境地であり、また漢人夷人の混在する場所たる雲南の、様々な問題に対処するには「均しく須く地に因りて宜しきを制すべし」というその地の実情に合った対応が必要と考えていた。各上奏を見ると、必ず雲南の現状を訴えた上で、自らの提案を建議する体裁を取っており、現実には即した対応を心がけていたことが見て取れる。長期赴任で知り尽くした雲南について、彼ほど有意義に語れる人物はいなかったであろう。

そのような姿勢の下、雲南経営において張允隨が特に重視したのは、農業および鉱業の振興であった。農業は行政の基盤であり、どの地域でもまず第一に考えられる項目であろう。一方の鉱業は「地産五金」と評されるように、雲南に特徴的な産業である。この二点から彼の政策を見ていくことにする。

第一節 農業政策について

当時の雲南の様子について、『奏稿』の記述から拾ってみると、「山多田少」「戸少田荒」といった記述が目立つ。山がちで耕地が少なく、それを耕す農家も多くはなく土地も荒れている状況がここからわかる。また「本より中原の沃野に比すべきにあらず」「夷俚雜居し、刀耕火耨し」「土瘠民貧」とあり、内地とは比べものにならないほど土地は荒廃しており、原住民も焼き畑の原始的農法しか行っておらず、土地は瘠せ民は貧しいとしている。まずは農地開墾と整理を行い、さらに農民等をバックアップしていく各種政策が必要であった。

例えば雲南東北に位置し、元は四川省の管轄であった昭通府の場合を見てみよう。ここは改土帰流で激しい武力衝突があった旧烏蒙土府・鎮雄土府を含んでおり、急激な支配体制の変化により、その後の処置についても難航を呈した土地である。『奏稿』には、

ただ昭通地方逆倮の変叛を被りし後、急いで須く籌劃調劑すべし。署督臣高其倬臣と商りて楚雄府知府儲之盤等に委して前

往して田地を清丈し、分給承種して、昭通府に附近する州県をして往きて耕作するを願う農民一千戸を招募せしむ。すでに各属の申報するに據るに、陸続と起程して昭に到るとあり。：司庫銀二万両を動支し、臨安府同知李充望等に委して先に川省附近の昭境の叙州府一带に往き米石を採買せしむ。：臣等また彼地の米種、豆麦、仲春に地を墾き蕎を布き、民食籽種尤も急ぐに因り、また附近各属の米蕎を撥運して昭に到らしめ、俾民墾戸に借給し時に及んで播種し、乏食の虞無からしむ。⁽⁹⁾

とある。総督・知府と相談の上、田地を測量して種子を配給し、付近州県の開墾を願う農民一千戸を募集した結果、すでに陸続と昭通に押しかけているという。また行政が二万両を投入して、隣接する四川叙州府へ米を買い付けに行っている。こうして近隣から米や蕎を昭通へ送り、地元民あるいは開墾民に種子を貸し付け、耕作と食とに欠乏することのないように努めている。

また乾隆五年の上奏によると、土地の開墾全体に対して、

滇省各府州県の地方、夷民の村寨、凡そ未だ墾かざるの土、もし段を成し、坵を成す者有らば、なお例に照らして報墾陸科する外、その山頭、地角、崎零の棄土、地方官をして出示せしめ、明白に曉諭し、該地の夷民に力を用いて開墾するを聴し、その陸科を免じ、厳しく豪強首争の弊を禁じ、勤耕作の窮民をして疑畏する所無からしむれば、自ら必ず尽力開墾し、稲、麦、雑糧を論ずる無く、播種して收穫し、毎年以て多く籽粒を得るべく、辺地の民生において裨益無くんばあらずに似たり。⁽¹⁰⁾

としている。雲南の各府州県や少数民族の村落において田畑を造成したならば、それに対し「例に照らして報墾陸科」して一定期間は賦税徴収を免除することを請うた。また未開地には地方官から出示曉諭して、広く開墾に努めることを呼びかけやはり陸科の免除を申請している。「豪強首争之弊」を禁じ、安心して農耕に打ち込めるよう配慮していることもわかる。この願いに対して乾隆帝は「知道了、有旨諭部」と答えて、戸部にそのように命じ実行されている。

張允隨はこのようにただ開墾を訴えるだけでなく、一方で農民の意識改革として勸課農桑についても注目した。勸課

農桑は本来州県官の責務としながらも、その政務繁忙のため手が打たれていないと問題視した。そこで『周礼』の遂師の制度に鑑みて、「董戒」を司る者を数名設けることは「誠に農政の先務」と称し、

一曰筋力勤健、二曰婦子協力、三曰耕牛肥壯、四曰農器完銳、五曰籽種精良、六曰相土植宜、七曰灌溉深透、八曰耘耨以時、九曰糞壅寬余、十曰場圃洁治。⁽¹⁾

と十則を設けて、各農家がこの十項目に関して七、八項目を達成していれば「上農」として評価した。その上で「上農」の内より「老成謹厚」の人を選び、各村落で農業指導をさせた。親民官たる地方官と共に、彼らに村民の勤勉さや怠けぶりを評価させその賞罰を決めることで、農業従事者の意欲促進を図ったのである。

しかしこのように新たな農地を開墾・整備し、農民の生産意欲を高めることに務めても、すぐに結果が得られるわけではない。故に農民たちの生活をフォローし、今後の保障を設けることも重要であった。その一つが錢糧の蠲免である。

(雲南は)山高く水下り、本より中原の沃野の比すべきにあらず。而して夷俚雜居して、刀耕火耨すれば、また東南各省の人工克く修むる者と同じからず。田を計り賦を制するも、未だ尽くは中土の科則に符すあたわず。現在通省の田地頃畝を以てこれを合するも、額征銀米の数目、なお仕の一の数に及ばず。ただその土瘠せ民貧しく、ここを以て賦軽く斂薄し、然して定額の初め、その中なお畸輕畸重の殊有りて、均平画一するあたわず。⁽²⁾

この記述によれば、田畑を作っても東南の各省と同じようにはいかず、内地の賦役規則と尽くは符合しないとされている。全省の田地数を合わせ税額を試算しても、徴収できる銀米は内地の徴収額の一割にも及ばず、ここにおいて「賦軽く斂薄し」となってしまう。定額にしたところで、その中でも軽重異なり画一化することはできなかつた。徴税を軽くし或いは免除することで農民の負担を減らし、まずは生産増を目指すことに専念させようとしたのである。

さらに「滇省は僻處極辺にして、山多く田少く、民間既に蓋藏鮮し」とあるように、農地の少なさと生産力の低さか

ら、雲南における食料備蓄は元々少なく、一度水害や飢饉等災害が発生すれば手の施しようがなかった。この現状を打破するため、災害発生時の賑濟を強化すると共に、災害に備えて「社倉の制、賑貸に備えて而して緩急に資する所以は、民に甚だ便にして、最も實力挙行に当たる。」として社倉の設置が急がれた。⁽¹³⁾ また同時に米価の高騰を抑え調節するための常平倉の整備も成された。社倉も常平倉も、雍正年間から乾隆前半にかけて次第に広く全国に普及し始めたシステムであつて、雲南においてこの機会に設置されたのは比較的早い時期であつたと言える。

開拓者の募集と開墾の奨励、種子や食料の提供、一定期間の課税免除、その他環境整備と共に、農業振興における水利事業の重要性を張允隨は理解していた。乾隆二年（一七三七）の上奏には以下のようにある。

農功を重んぜんと欲すれば、必ず先ず水利を興すべし。…臣伏して查するに滇省は山多く坡大きく、田号雷鳴、形は梯磴の如し。即ち平原に在りても、また近水の区鮮し、水利尤も緊要と為す。且つ滇省の水利は別省と同じからず…⁽¹⁴⁾

農業を重視すれば、水利もまた必須であるとし、雲南の自然状況を語った上で「滇省の水利は別省と同じからず」とその特徴を示し、これに則つて各地で様々な水利事業を実施した。この上奏のなされた乾隆二年九月段階の統計によると、これまでに雲南全省で歴年興修された大小水利工程は、全部で百十カ所もあつた。⁽¹⁵⁾

雲南水利に関しては同年四月先んじてすでに上諭が出されており、雲南の現状を踏まえた水利事業の重要性は政府も大いに認めるところであつた。⁽¹⁷⁾ 右記の上奏は、おそらくこの上諭を受けてのものであらう。またこの上諭の中で、乾隆帝が大学士鄂爾泰の意見を入れて「通粵」「通川」河道の必要を認めていたことは、先の論考で筆者が明らかにしたところである。雲南銅京運開始以前から、雲南と外界とのつながりを強く求める傾向が政府内にあつたことは確かである。以上述べたように、農業振興に努めた張允隨であるが、その政策の中身を見ると、奇を衒つたような特別なことは何もしていない。ことに農業に関しては、むしろ従来からある方法でもって、手堅く着実に成果を上げていこうとし

ていたと言えるだろう。更にいえば、それ以上に特殊な手を打てるだけの基礎が、雲南にはまだ無かったというのが実情に近い。土司から解放されたばかりの土地の場合、それは特に顕著だったのではあるまいか。

ではこのような措置をとることで、どれだけの結果を出すことができたのか。『奏稿』の統計によれば、乾隆六年（一七四一）において、雲南全省府州県の倉庫に貯蔵する米、麦、蕎麥など全糧食の量は、百一万四千五百八十九余石に上った。⁽¹⁸⁾「各屬存貯多く無し」という状況はある程度改善されたようである。開墾された田地数については、清初順治十八年（一六六一）において、省内田地数の合計が五百二十一万五千五百十畝であるのに対し、雍正二年（一七二四）では七百二十一万七千六百二十四畝に、さらに乾隆十八年（一七五三）には七百五十四万三千五百畝と確実に増加している。全体として他地域、特に江南地域と比べれば、数値にかなりの差がある。しかし、雍正と乾隆初の数十年の間にも田地数を伸ばしていることから、督撫在任中の張允隨の政策はそれなりの成果を上げたと言つてよいだろう。一方で、農業生産力の向上による雲南地域の活性化には限界があることを、彼は認めざるを得なかった。

第二節 鉱業政策について

これまで述べたように、雲南は農作物の生産には乏しく、住人は非常に貧しい生活を強いられる土地であった。しかしその代わり、地下に埋蔵する鉱物資源は豊富であり、これこそ雲南発展の最大要因となつたのである。中でも銅や銀は「銀課兵餉に関わる攸、銅斤供鼓を以てし、均く滇省の要図に属す⁽²⁰⁾」として特に重視された。張允隨もまたここに注目し、いくつかの方策を実施している。

まず銅政策に対して基本となつたのは、康熙年間から施行されていた「聽民開採」「放本收銅」という二つの政策であった。

「聽民開採」とは、康熙二十一年（一六八二）に始まる、当時の雲南総督蔡毓榮の提案に基づく政策方針である。⁽²¹⁾ 藩の乱直後、増大する雲南駐留軍の兵餉をどのように調達するかという問題を解決するため、蔡毓榮は「因滇之利、養滇之兵」の考えのもと、「鼓籌宜広」「鉞硿宜開」を主張した。雲南の自然の利たる銅採掘を奨励し、その銅を制錢鑄造に利用することにより財源を確保しようとしたものである。「或いは本地の殷実有力の家、或いは富商大賈」といった民間資本を導入し、「悉く自ら開採を行うを聴し、十分ごとに抽税二分」として税収を上げ、採掘された銅は制錢に鑄造されて、再び採掘財源となるという仕組みであった。雲南銅の本格的開発はこの政策から始まったと言われている。張允隨もまたこの「聽民開採」政策を受け継いでいる。乾隆七年（一七四二）の上奏には、

各省の山澤鉞廠の利、宜く民に開採を聴すべきなり。査するに山澤自然の利、原より以て民生の用に供す、滇省の如きは田地多く無く、夷人のこれを耕種するを除くの外、別に生計無し。⁽²²⁾

とあり、「山澤自然の利」たる鉞物資源は、元来「民生の用」に供すべきものであり、雲南の如く田地少なく住人にとつて耕作以外に生計を立てるすべがない地域では、より重視せざるを得ないと考えていた。また、

地方官に行令して、境内において実力査勘せしめ、もし深山邃谷の金、銀、銅、錫、鉛斤より以て朱砂、水銀、煤、鉄に及ぶ諸鉞を産して、財用に資すべきものあらば、查明して実に主無き荒山に系り、田園、廬墓を碍げざれば、民に呈報開採するを聴し、その課額を薄くし、厳しく官吏の侵漁を禁じれば、則ち無業貧民の衣食の計、頼りて以てますます広がらん。⁽²³⁾

とある。各地方官は現地を調査し、鉞物資源に恵まれた山で持ち主がいなのが明らかであれば、田地や墓地を妨げないように「聽民開採」し、「その課額を薄く」して「官吏の侵漁」を厳禁すれば、「無業貧民」の生活に有益であるとしている。

一方「放本収銅」とは、蔡毓榮の政策の後、雲南地方政府の財力が充実するのに伴い、雲貴総督貝和諾が康熙四十四

年（一七〇五）を開始した、より積極的な銅山開発への関与策である。⁽²⁴⁾ それまで民営に任せていた経営資金を政府が強制的に投入し、精錬された銅の二割を鉅税として徴収するのはもちろん、残り八割の銅も「官銅」として政府の規定する価格によって買い上げるのである。官銅は省城内に設置された「官銅店」に集められ、買い上げ時より高値で売却し、その差額によって利益を得るのである。こうして国家からの安定した資金提供により開発の促進を促し、密貿易等の不正取引の余地を与えないことに成功した。「官治銅政」といわれる所以はここにある。各銅廠の経営は変わらず商人と労働者が担っていたが、各銅廠を稼働させる工本は国費から拠出しているという理由から、銅の使用権を政府が主張した結果、国家がほぼ買い占めるといふ形となった。

工本投入を行うという点については、張允隨もやはり同様であった。例えば湯丹等廠において毎月工本として銀六、七万両を必要とするところ、乾隆二年（一七三七）には「各炉工本敷かず、力めて開採する無く、勢い必ず炉を停めて以て待つ⁽²⁵⁾」という事態が発生した。これに対して本省道庫にある銀八万五千両、及び司庫貯蔵の急需銀十四万九千八百両を合わせて投入し、更に「近く滇省の分及び兩淮塩課内において、銀三十万両を酌撥し、員に委して滇に解し、司庫に封貯」して状況に応じて「銅廠工本を接濟」している。元々あらゆる財源に乏しい雲南では、国家から得られる工本がなければある程度までの銅生産向上は望めなかつたであろう。

しかし「放本收銅」には一つ問題点があった。それは銅の買い上げ価格である。当初貝和諾が設定した価格は毎銅百斤につき銀五両以下。これは市場レートに左右されない固定的なもので、しかも市場価格よりかなり安く、銅の自由売買を許されていない廠民にとって利益の上がるものではなかつた。また支給される資金も一定であつて、各銅廠の繁栄と共に銅精錬の原価高騰や、多くの労働者を養うために食料費が高騰しても、その額が増えることはなかつた。このため銅生産による直接の利益を得られない廠民の不満が生産意欲を大きく阻害し、結果として銅鉅脈枯渇などを口実に銅

山が閉鎖されてしまう事態をも引き起こしてしまった。康熙四十四年に開かれていた銅廠は十七カ所、以降新たに開かれたのは一カ所に止まり、増減を繰り返しつつ康熙末には十八カ所が稼働するのみであった。⁽²⁶⁾当時日本からの洋銅輸入が増大し、制錢鑄造には専らその洋銅が使用されたため、銅生産停滞による問題はないかと思われた。だが一七一五年の日本国内で発せられた正徳新例により、中国への銅輸出が制限されると、中国国内での銅確保に目が向けられるようになり、雲南銅に対する政策も見直しを余儀なくされたのである。

そこで張允隨は雲南布政使であった雍正五年（一七二七）、最初の買い取り銅価引き上げを実行した。『清史稿』によれば、

允隨銅廠の事を綜べ、舊廠の産なお富めるを察知し、その値を増す。民間採を樂い、舊廠また盛んなり。また大龍湯丹諸新廠を開き、歲に銅八九百万斤を得て供用す。⁽²⁷⁾

とあり、銅価引き上げと同時に昔から採掘されていた旧銅廠を復活させ、また新たに大龍・湯丹において新廠も開き、年八百万から九百万斤の銅を産出したという。さらに巡撫になって二回目の銅価引き上げを行い、結果湯丹廠では乾隆十二年「銅百斤ごとに、給価六兩収実」、乾隆十四年には「滇銅百斤ごとに、定価銀九兩二錢」となった。「放本收銅」開始時に比べれば銅価は倍以上に値上がりし、銅生産を大いに刺激した。新たに開かれた銅廠を含み、この時期一気に三十カ所以上で銅を産出するようになった。⁽²⁸⁾銅価引き上げはその後何回も行われ、雲南銅産出も最盛期を迎えたのである。

さて銀業については、先にも述べたように銅と同じく重視されていた。雍正初年には「硎老山空、課額缺少」という状況にあった銀業だが、張允隨が巡撫に就いてから数年の内には成果が上がるようになった。『奏稿』によれば銀産出全体において、雍正十一年は「各銀廠課銀を抽取すること、これを上年に較べて多く銀二万余兩を収め」、さらに翌十

二年も前年と比べて「多く銀七千余両を収む⁽³⁰⁾」と、着実にその税収を上げている。

張允隨が督撫の任にあった期間中、雲南で常に生産していた銀廠は八カ所で、すなわち臨安府模黑廠、昭通府樂馬廠と金沙廠、永昌府三道沟廠、麗江府安南廠、開化府馬腊底廠、黃龍山老岩廠、孟連土司所管の募迺廠、永昌府界内の茂隆廠である。「滇海虞衡志」によれば、

昔滇銀盛んなる時、内は則ち昭通の樂馬、外は則ち永昌の募龍（茂隆）あり、歳出の銀貲らず、故に南中富足りて、且つ利天下に及ぶ⁽³¹⁾。

とあり、中でも樂馬廠、茂隆廠の規模が大きかったようである。

そのうち茂隆廠は、石屏州の吳尚賢⁽³²⁾という人物が、乾隆八年（一七四三）耿馬宣撫司に隣接する「葫蘆国」境内において、その土地の酋長・土司等と共に開採した「夷方之廠」である。明代から存在は知られていたが、吳尚賢が開発して以来「鉞砂大旺」となっていた。それは土司支配圏内での活動であったため、「違例出境」とみなされ政府の処罰を受ける場所であったが、張允隨がこれを押し止めて「外夷の余を以て内地の不足を補う、益する所良く多し。」と主張し「聽民開採」を継続させた。少数民族との関係を問題視するよりも、豊富な銀産出によって得られる利益を優先したのである。「奏稿」の記録によれば、乾隆十一年から十三年冬に至るまで徴収された課銀は一万二千八百余両であった⁽³³⁾という。

この他「奏稿」では、塩業・錫業などにも言及している。そこには農業政策には見られなかった、積極的に雲南の特徴を活かそうとする張允隨の強い姿勢があった。何をもってすれば雲南を発展させられるのか、長年の経験から彼はよく理解していたに違いない。

第二章 乾隆初年の雲南開発と金沙江開鑿工事

ここまで張允隨の執った農業政策及び鋳業政策を詳しく述べてきた。だが『奏稿』にはこの他にも多様な彼の仕事ぶりが記録されている。

例えば制錢鑄造である。産出された銅は京師に輸送されるだけでなく、雲南の錢局でも制錢を鑄造し、省内で流通させていた。その余剰分は「錢文昂貴」で苦しむ陝西省に貸し出され、更に広西省に流通する制錢も賄った。雲南では豊富にある制錢のため、逆に「錢賤」に陥らないよう流通量を調節する意味もあった。

また雲南は「地處辺隅なれば、則ち防衛宜く厳くすべし」とあり、

地處極辺にして、界は外域に連なり、漢夷雜處して、蛮僮環居す、安内攘外の図、これ他省に較べて、倍して緊要に關る。²⁴

とあるように、「安内」と「攘外」、すなわち少数民族の叛乱や宗教起義を抑えることと、安南等の外国勢力が国境に侵入してこないよう、しっかりとした防衛線を張らねばならなかった。故に各府州県城の修築や軍隊の整理なども重要な課題であった。

以上のように張允隨は数々の雲南政策を実施してきたが、ではここから何が見えてくるだろうか。雲南地域はどのように変化し、またどのように維持されてきたのか。

雍正年間の「改土歸流」により、雲南は全省には及ばなかったものの、土司制度の破綻から治安を回復することができた。これにより雲南経営は一度振り出しに戻り、新しい段階へと進むスタートラインにようやく立ったと言える。この点で鄂爾泰の功績は非常に大きい。しかしこの後雲南が清朝の一つの省として確立していくことは、きわめて困難であった。というのも、雲南地域そのものに今後の発展に期待できる要素がまだ少なかったからである。雲南はこれまで

開發の手が及ばなかった辺境地であり、内地とは違う民族と文化圏を抱えているというハンデがあった。ただその中でも唯一希望を持てるものを発見した。それが銅を代表とする鉱物資源、天然資源の存在だったのである。これにより雲南の可能性は一気に高まった。

豊富な資源を如何に使うべきか、これが大きな問題であった。ただそこにあるだけでは宝の持ち腐れであり、現地民たる少数民族たちには資源を生かすノウハウがなかった。閉鎖的・排他的な土司制度の中においては、そのような発想が浮かばなかったであろう。それがなかったとしても、各土司の中で自分たちの生活を守っていくだけなら、充分事足りている状況があった。だが土司による支配が崩れた今、望むと望まないと、現地民たちの生活は大きく変化することを要求されていた。鄂爾泰や張允隨の考える雲南の発展のためには、人と物が自由に行き来できることが必要であったのだ。少なくとも内地から見れば、雲南はもつと外部へ開かれるべきだと判断されていた。だからこそ外省から流入する人は増加の一途をたどり、彼らは土地と仕事を求めて雲南にどつと押し寄せたのである。

『奏稿』の記述によれば、

査するに山澤自然の利、原より以て民生の用に供す、滇省の如きは田地多く無く、夷人これを耕種するを除くの外、別に生計無し。即ち本地の民人、またただ力田するを知り、逐末を諳じず。凡そ両逸の田地、僅かに滇民種植するに敷き、而して外省の游民滇境に流入する者、数十万を下らず、皆鉞を開き廠に走るに頼りて日を度り、ここを以て游民以て相安んずるを得たり。…ただ思うに滇省の鉞徒、原より各省の流民に係る、…。

また、

滇南田少く山多く、民恒産鮮く、また舟車通じず、末利まれに有り。ただ地五金を産すれば、ただに本省の民人多く鉞を開くに頼りて生を謀るのみならず、即ち江西、湖広、川、陝、貴州各省の民人、またともに滇に來たりて開採す。外夷の地方

に至りては、また皆産して鉞碕有るも、夷人架罽煎練を諳じず、ただ能く炭を焼き及び菜蔬を種植し、牲畜を豢養し、廠民と交易するを樂い、以てその利を享く。その石曹を打ち鉞を開く者、多く漢人に系る。凡そ外域に一旺盛の廠有りて、立即に聞風して雲集するは、大抵滇、黔及び各省その二三に居り、湖広、江西その七八に居る。現在滇省の銀、銅各廠、聚集攻採する者、通計して何ぞ數十万人に止まるや、⁽³⁶⁾

とある。現地にいる「夷人」「本省民人」はただそこにある土地を耕す他手段はなく、外省から雲南に入ってくる「游民」「流民」は数十万を下らず、その多くが近隣省の漢人等であつて、土地開墾して入植するのではなく、銅山や銀山に集まつて各廠の労働者として働いていたのである。

具体的な人口の数値からもこの様子を見てみよう。清初順治十八年（一六六一）の雲南省人丁数はおよそ十一万七千五百八十二丁、これが雍正二年（一七二四）になると十四万を超え、乾隆十四年（一七四九）に到ると爆発的に増えて百九十四万六千七百七十三丁にも上っている。⁽³⁷⁾『奏稿』中の数字を拾ってみると、乾隆六年（一七四一）度分の報告によれば、全省大小人丁合わせて九十一万七千八百八十五丁とある。但しこの数字には、「番界苗疆のさきに編審に入らざる者」「外来の廠に走り貿易する人」は含まれない。⁽³⁸⁾現地人と出入りする商人等をも数えれば、この時点ですで百万人を上回つていてもおかしくはないだろう。

清朝は「盛世滋生」の繁栄を迎え、増加する人口と活発になる人々の動向が社会に大きく影響を及ぼしていた。その中で雲南にもついに「開發」の手が伸びてきたのである。むしろ雲南だけでは終わらない、全国規模で進められる開發の氣運があつた。それを示すものとして乾隆七年（一七四二）に発せられた上諭が存在する。そこには「それ天下萬世の為に瞻足の計を籌る者は、独り農事を以て先務と為さず」として、穀物を育てるだけの農事ではなく、「山林川澤丘陵」それぞれの土地によつて天然資源をも開發し、その地の民に得させなければならぬと、今求められる地方官の有

り様を述べている。また、

国家承平して日久く、生齒日に繁す。凡そ資生養贍の源、亟かに講ずるを為さざるべからず。夫れ小民利に趨くこと、驚せ
るが如し。またあに甘んじて惰窳を為し、山林川澤天地自然の利を挙げて、委して棄壤と為さんや。⁽³⁹⁾

と人口が増え人々が皆利を求めて疾走する当時の社会情勢を述べ、資源開発に伴う混乱を恐れて手をこまねいている地方官が多く、それが逆に自然の利を荒れたままにしていると非難した。第一章第二節で述べた張允隨の「聴民開採」に
関わる上奏は、まさにこの上諭が発布された直後に出されたもので、皇帝の意と同じくする内容を主張している。上諭
は全国の総督・巡撫に向けて大いに「聴民開採」を奨励したのである。この乾隆七年の上諭は、「聴民開採」を単に山
地資源の開発というのではなく、開発に伴って人々の移住や開墾、その場所での生活空間を広げていくこと全般に対
して、正式に解禁したと言えるのではないか。

雲南に話を戻すならば、第一章第一節で触れた乾隆二年（一七三七）の水利に関する上諭が、清朝も認める本格的な
雲南開発の兆しではなかっただろうか。翌三年には雲南銅京運開始が決定し、開発に向けて加速させることとなった。
より時代を広げて考えてみると、三藩の乱終結直後に蔡毓榮の打ち出した「聴民開採」は戦後処理を主とした清朝最初
の雲南開発策であった。そして結果として銅生産の停滞を呼ぶことにはなったが、貝和諾の「放本取銅」策により国費
による銅産業への梃入れがなされた。更に「改土帰流」によって治安の安定化が図られ、これを基礎として以後鄂爾泰
を初めとする総督・巡撫等の雲南諸政策が行使され、反映されるようになったのである。改土帰流はあくまでも土司制
度と治安に関わる大きな変革を雲南にもたらしたのであって、そこに開発を始める或いは促進させる意味は込められて
いなかった。

さてこのような時代の流れの中で、乾隆初に大々的に行われた金沙江開墾工事を振り返って考えてみよう。張允隨の

数々の政策の中でも異彩を放つ、他に類を見ない事業であったことは確かである。それを以前から言われるように雲南銅との関係に終始し、特に京運開始に契機があるように見なすのは、ごく小さな範囲でしか工事を捉えていない。京運開始以前から鄂爾泰が主張していたように、外部との交流を何より必要とした雲南の現状があった。彼と行動を共にした張允隨ならば、そのことを深く理解していたに違いない。また新たな生活の場を求める内地からの働きもすでに強まっていた。雲南銅京運決定がなくとも、雲南が今後も発展していくためには、いずれ必ず成さねばならない事業であったことは明白である。そして誰よりも雲南を知り尽くした張允隨が指揮に立ったからこそ、事業の目的を貫徹させ、一定の成果を上げることに成功した。清朝の繁栄と人口増加を背景に、改土帰流を経て次段階への一步を踏み出そうという雲南にとって、張允隨と金沙江開鑿工事はどちらも必要不可欠な存在であった。

おわりに

現地の少数民族等にとって、改土帰流以後の雲南の変化はどのように見えていたのであろう。土司制度にある意味守られていた彼らの生活圏は、解放されると同時に新たな住人の急激な増加と農地開墾、相次ぐ鉞山採掘の嵐に巻き込まれた。それなりの生活向上があつたにせよ、必ずしも良い結果だけをもたらしたものではなかっただろう。開鑿工事や各銅廠の現場にも現地民の姿はない。その生活レベルの低さを指摘するだけで他に関心はなく、根本的改善を雲南政策の中心に据えるようなことはなかった。しかし総督・巡撫に率いられた雲南政府、流入する内地人、さらに背後に控える清朝政府にとって、「開発」とはそのようなものであった。これは現地民不在の実質的「内地化」とも言える。

現代にいる私たちが「開発」を考えると、一概にそれを良きものと判断することはできない。環境破壊といった強烈な副作用を伴うことがあるのを知っているからである。ここで注目した清朝中期の人々、鄂爾泰や張允隨の頭の中に

そのような意識はあったであろうか。自らの行いに疑問を持つ余地はあっただろうか。そこに盛世の後に清末の混乱へとつながる歪みが隠されているのかもしれない。

註

- (1) 拙稿「乾隆初年の雲南金沙江開鑿工事について―清代雲南における航道開発事業の一事例として―」(『京都女子大学院文学研究科研究紀要』史学編第五号、二〇〇六年三月) 参照。
- (2) 拙稿「清代雍正期における鄂爾泰の雲南経営―改土帰流と地域開発―」(『京都女子大学院文学研究科研究紀要』史学編第六号、二〇〇七年三月) 参照。
- (3) この時期の雲南総督と巡撫については、表(1)「雍正―乾隆初の雲南総督・巡撫一覧」参照のこと。
- (4) 張允隨の略歴については、表(2)「張允隨年表」参照のこと。
- (5) 『碑傳集』卷二十二、袁枚「武英殿大学士大傳文端公鄂爾泰行略」。
一時麾下文武張広泗、張允隨、元展成、哈元生、韓勳、董芳等、各以平苗立功、致身通顯。
- (6) 楊壽川「張允隨奏稿」述評」(『西南古籍研究』第一期、一九八五年)、「張允隨與清代前期雲南社会經濟的發展」(『雲南社会科学』第四号総第三十二期、一九八六年)、王燕飛「清代督撫張允隨与雲南社会」(雲南大学出版、二〇〇五年七月) 等参照。
- (7) 方国瑜主編、徐文徳・木芹纂録校訂『雲南史料叢刊』(雲南大学出版、一九九八年) 第八卷(二〇〇一年五月) 所収

『張允隨奏稿』。史料の解説は註(1) 拙稿、七十七頁参照のこと。以降特に説明がない限り引用の史料は『奏稿』による。

(8) 『奏稿』乾隆六年八月初六日の上奏。

滇南遠處極邊、界連外域、漢夷雜處。一切辺備夷情以及調劑銅塩廠課諸務、均須因地制宜、…。

(9) 『奏稿』雍正十年三月十二日の上奏。

但昭通地方被逆倮叛之後、急須籌劃調劑。署督臣高其倬與臣商委楚雄府知府儲之盤等前往清丈田地、分給承種、令附近昭通府州縣招募願往耕作農民一千戶。已據各屬申報、陸續起程到昭。…動支司庫銀二万兩、委臨安府同知李充望等先往川省附近昭境之叙州府一帶採買米石。…臣等又因彼地米種、豆麥、仲春墾地布畜、民食籽種尤急、復令撥運附近各屬米蕎到昭、借給倮民墾戶及時播種、俾無乏食之虞。

(10) 『奏稿』乾隆五年閏六月二十二日の上奏。

滇省各府州縣地方、夷民村寨、凡有未墾之土、如成段、成坵者、仍照例報墾陞科外、其山頭、地角、崎零棄土、令地方官出示、明白曉諭、聽該地夷民用力開墾、免其陞科、嚴禁豪強首爭之弊、俾勤耕力作之窮民無所疑畏、自必尽力開挖、無論稻、麥、雜糧、播種收穫、每年可以多得籽粒、似于辺地民生不無裨益。

(11) 『奏稿』乾隆二年閏九月十九日の上奏参照。

(12) 『奏稿』乾隆六年十月十九日の上奏。

山高水下、本非中原沃野可比。而夷倮雜居、刀耕火耨、亦與東南各省人工克修者不同。計田制賦、未能尽符中土科則。以現在通省田地頃畝合之、額征銀米數目、尚不及什一之數。惟其土瘠民貧、是以賦輕斂薄、然定額之初、其中仍有畸輕畸重之殊、不能均平画一。

(13) 『奏稿』乾隆五年十一月二十日の上奏参照。

(14) 星斌夫『中国社会福祉政策史の研究』（国書刊行会、一九八五年九月）、『中国の社会福祉の歴史』（山川出版社、一九八八年七月）参照。

(15) 『奏稿』乾隆二年閏九月十九日の上奏。

欲重農功、必先興水利。…臣伏查滇省山多坡大、田号雷鳴、形如梯磴。即在平原、亦鮮近水之区、水利尤為緊要。且滇省水利与別省不同…。

(16) 『奏稿』乾隆二年閏九月十九日の上奏参照。

(17) 『高宗実録』卷四十、乾隆二年四月癸亥の条。

水利所関農工繁重。雲南跬步皆山、不通舟楫、田号雷鳴、民無積蓄。一遇荒歉、米価騰貴、較他省過數倍。是水利一事、尤不可不亟講。朕常時籌慮、曾面詢大学士鄂爾泰、據奏臣前任雲南、凡可以疏濬處所已漸次興舉。因広西省產米甚多、如可通舟、即能接濟、曾委開広西剝隘地方、至雲南属広西府。河道雖已有頭緒、猶恐未能深通。再四川省亦產米之区、滇屬尋甸州之牛欄江、其下有車洪江、流水可通川江。若能開通川江舟楫、可直通嵩明州之河口。…（中略）…此外川河前經引導、現有可達昭通者。若由昭通次第開鑿、或可通牛欄江、亦大有裨益等語。…（中略）…無論通粵通川及本省河海、凡係水利及凡有関于民食者、皆當及時興修不時疏濬、給期有備無患。要須因地制宜、事可謀成。断不応惜費、如難奏效、亦不必強作。

(18) 『奏稿』乾隆七年十一月十七日の上奏参照。

(19) 梁方仲編著『中国歴代戸口、田地、田賦統計』（上海人民出版社、一九八〇年）三百八十頁参照。

(20) 『奏稿』雍正十三年七月十三日の上奏参照。

(21) 蔡毓棠については『清史稿』卷二百五十六、列伝四十三「蔡毓棠」参照。「聽民開采」を含む彼の雲南政策については、

方国瑜主編『雲南史料叢刊』（雲南大學出版、一九九八年）第六卷「籌滇十疏」參照。

(22) 『奏稿』乾隆七年七月初五日の上奏。

各省山澤鉞廠之利、宜聽民開採也。查山澤自然之利、原以供民生之用、如滇省田地無多、夷人除耕種之外、別無生計。各省山澤鉞廠之利、宜聽民開採也。查山澤自然之利、原以供民生之用、如滇省田地無多、夷人除耕種之外、別無生計。

(23) 『奏稿』乾隆七年七月初五日の上奏。

行令地方官、于境內實力查勘、如深山邃谷有出產金、銀、銅、錫、鉛斤以及朱砂、水銀、煤、鉄諸鉞、可資財用、查明
實系無主荒山、不碍田園、廬墓、聽民呈報開採、薄其課額、嚴禁官吏侵漁、則無業貧民衣食之計、賴以益広矣。

(24) 「放本収銅」に關しては、嚴中平『清代雲南銅政考』（中華書局、一九五七年十月）、藩尙明「清代雲南の鉞業開発」（馬
汝珩・馬大正主編『清代辺境開發研究』（中國社會科學出版社、一九九〇年十一月）、市古尙三『清代貨幣史考』（鳳書房、
二〇〇四年三月）等參照。貝和諾については、『清史稿』卷二百七十六列伝六十三「貝和諾」參照。

(25) 『奏稿』乾隆二年十一月十六日の上奏參照。

(26) 嚴中平『清代雲南銅政考』（中華書局、一九五七年十月）七十九頁「雲南全省銅廠報採請封在採廠數表」參照。

(27) 『清史稿』卷三百七、列伝九十四「張允隨」。

允隨綜銅廠事、察知舊廠產尙富、增其值。民樂於開採、舊廠復盛。又開大龍湯丹諸新廠、歲得銅八九百万斤供用。

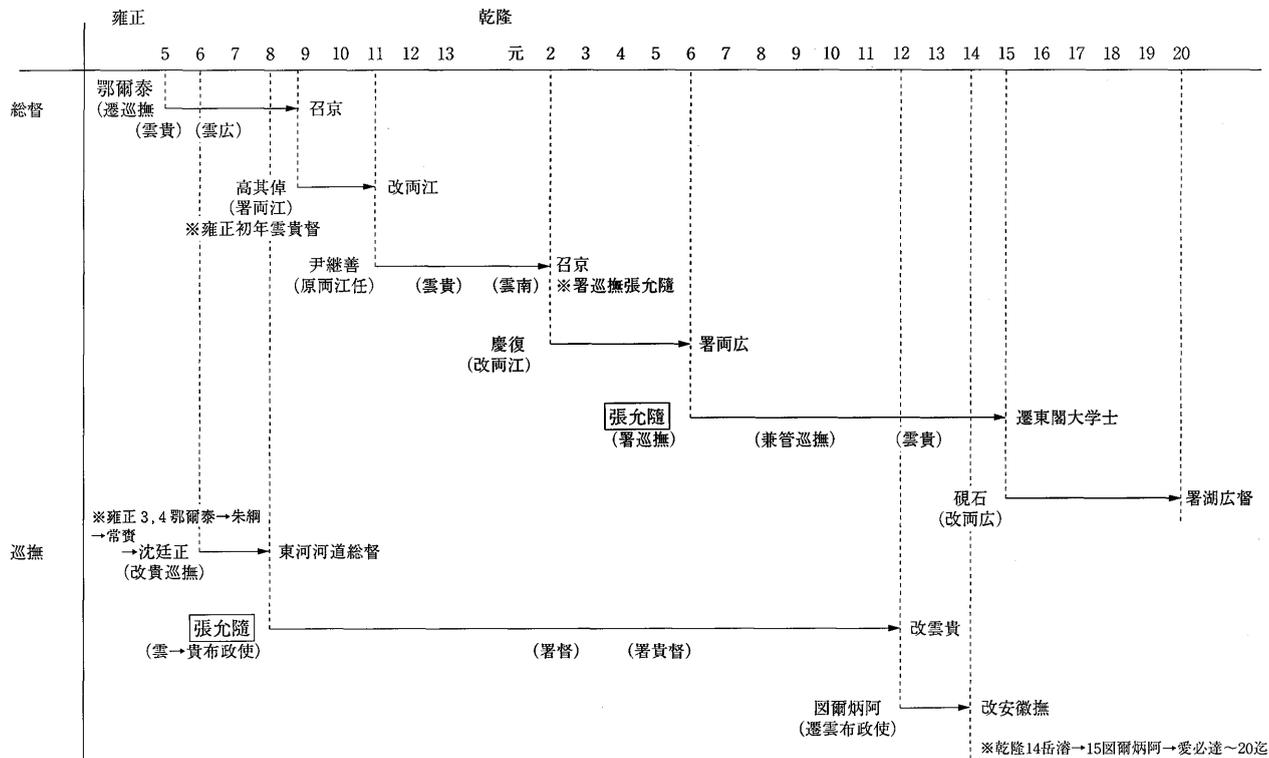
(28) 註(26)に同じ。

(29) 『奏稿』雍正十二年五月二十七日の上奏參照。

(30) 『奏稿』雍正十三年七月十三日の上奏參照。

(31) 方国瑜主編『雲南史料叢刊』（雲南大學出版、一九九八年）第十一卷『滇海虞衡志』卷之二志金石
昔滇銀盛時、内則昭通之乘馬、外則永昌之募龍（茂隆）、歲出銀不貲、故南中富足、且利及天下。

- (32) 吳尚賢については、方樹梅纂輯『滇南碑伝集』（雲南民族出版社、二〇〇三年七月）巻末「吳尚賢伝」参照。
- (33) 『奏稿』乾隆十五年正月二十四日の上奏参照。
- (34) 『奏稿』乾隆六年十月十九日の上奏。
 地處極辺、界連外域、漢夷雜處、蛮僕環居、安内攘外之図、較之他省、倍關緊要。
- (35) 『奏稿』乾隆七年七月初五日の上奏。
 查山澤自然之利、原以供民生之用、如滇省田地無多、夷人除耕種之外、別無生計。即本地民人、亦只知力田、不諳逐末。凡兩迤田地、僅敷滇民種植、而外省游民流入滇境者、不下數十萬、皆賴開鋤走廠度日、是以游民得以相安。…但思滇省鋤徒、原系各省流民、…。
- (36) 『奏稿』乾隆十一年五月初九日の上奏。
 滇南田少山多、民鮮恒産、又舟車不通、末利罕有。唯地産五金、不但本省民人多賴開鋤謀生、即江西、湖広、川、陝、貴州各省民人、亦俱來滇開采。至外夷地方、亦皆産有鋤硎、夷人不諳架罩煎練、唯能燒炭及種植菜蔬、豢養牲畜、樂與廠民交易、以享其利。其打石曹開鋤者、多系漢人。凡外域有一旺盛之廠、立即聞風雲集、大抵滇、黔及各省居其二三、湖広、江西居其七八。現在滇省銀、銅各廠、聚集攻采者、通計何止數十萬人、…。
- (37) 註(19)に同じ、二百五十八頁参照。
- (38) 『奏稿』乾隆七年十一月十七日の上奏参照。
- (39) 中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』第一冊、第二〇二四番。
 國家承平日久、生齒日繁。凡資生養贍之源、不可不為亟講。夫小民趨利、如鶩。亦豈甘為惰窳、拳山林川澤天地自然之利、委為棄壤哉。



表(1) <雍正~乾隆初の雲南總督・巡撫一覽> ※參考:『清代職官年表』錢實甫編 中華書局1980年7月

表(2)〈張允隨年表〉

参考史料：『清史稿』卷三百七 列傳九十四 「張允隨」

『清史列傳』卷十六 大臣畫一傳檔正編十三「張允隨」

『碑傳集』卷二十六 乾隆朝宰輔上「張允隨」

①沈德潜「光禄大夫太子太保東閣大学士兼禮部尚書諡文和張公允隨傳」

②陳宏謀「大学士慶寧張文和公神道碑」

※以下引用文は『清史稿』から→(史稿)、『清史列傳』から→(列傳)

『碑傳集』から→(碑傳)で示す

○ 張允隨(ちょう・いんずい) 字：覲臣(きんしん) 号：時齋 漢軍鑲黃旗人

「祖一魁、福建邵武府知府、有政績、記名宦。」(史稿)

「允隨由監生捐光祿寺典簿。」(列傳)

康熙53	江南寧國府同知を授けられる
57	雲南楚雄府知府に擢せらる
雍正元年6月	廣南府に調せらる「丁母憂、総督鄂爾泰等請留司銅廠。」(史稿) 「母憂去官、督撫合疏請留滇司銅務。」(碑傳①)
2年11月	特に曲靖府知府に用いられる
12月	雲南糧儲道に擢せらる 「鄂爾泰復薦可大任、上召入見。」(史稿) 「鄂文端公爾泰薦公堪勝大任、世宗皇帝召見勤政殿、奏封着剗切、授雲南按察使司」(碑傳①)
5年6月	雲南按察使に遷さる
11月	雲南布政使に擢せらる 「雲南産銅供鑄錢、寶源、寶泉二局需銅急、責委員領帑採洋銅、洋銅不時至。允隨綜銅廠事、察知舊廠産尚富、增其值。民樂於開採、舊廠復盛。又開大龍、湯丹諸新廠、歲得銅八九百萬斤供用。乃停採洋銅、國帑省、官累亦除。」(史稿)
8年5月	貴州布政使に調せらる
8月	雲南巡撫を授けられる 「允隨官雲南久、熟知郡國利病、山川險要、苗、夷情状。」(史稿)
10年~	雲南について上奏他 「又疏以雲南各府州或兵少米多、請以額徵秋米石折銀一兩、或兵多米少、請以額徵條銀兩收米一石。」等々(史稿)
12年9月	廣西府での制錢鑄造開始を請う上奏をする「下部議行」(史稿)
13年8月	「疏報蒙化府墾田二十六頃有奇。」(史稿・列傳)
乾隆2年	署雲南總督となる 「疏言、雲南水利與他省不同、水自山出、勢若建瓴。大率水高田低、自上而下、當濬溝渠、使盤旋曲折、承以木梘、石槽、引使溉田。偶有田高水低、則宜車戽。又或雨後水急、則宜塘蓄。低道小港水阻恐傍溢、則宜疏水口使得暢流。山多沙磧、水發嫌迅激、則宜築隄埝、俾護田畝。……」(史稿)

- 乾隆3年3月 「請停鑄錢運。」(史稿)「疏請停鑄運京錢。」(列傳)
- 5年6月 署貴州總督となる
- 6年4月 ふたたび署雲南總督となる
- 7年 「先是、允隨請開通金沙江水道、上命都統新柱、四川總督尹繼善會勘。」(列傳)
- 11月 「疏言、金沙江發源西域、入雲南經麗江、鶴慶、永北、姚安、武定、東川、昭通七府、至叙州入川江。東川府以下、南岸隸雲南、北岸隸四川。營汛分布、田廬相望。至大井壩以上、南岸尚有田廬、北岸皆高山。山後沙馬、阿都兩土司地、從前舟楫所不至。自烏蒙改流設鎮、雲南兵米、每歲糶自四川、皆自叙州新開灘至永嘉黃草坪五百八十里、泝流而上。更上自黃草坪至金沙廠六十里、商舶往來。臣等相度、內有大漠漕、凹崖、三腔、鑼鍋耳諸灘險惡、應行修理。更上自金沙廠至濫田壩最險、次則小溜筒。臣等相度開鑿子河。更上自雙佛灘至蜈蚣嶺、十五灘相接、石巨工艱。臣等令改修陸路、以避其險。雲南地處極邊、民無蓋藏設遇水旱、米價增昂。今開通川道、有備無患。上諭曰、既可開通、妥協為之、以成此善舉。允隨主辦其役、計程千三百餘里、費帑十餘萬、經年而工成。」(史稿)
- 8年5月 雲南巡撫(總督?)を授けらる
※「是月、授雲南巡撫」(列傳)「授雲南總督、兼管巡撫」(史稿)…列傳校勘記参照
- 10年3月 太子少保を授けらる
- 12年3月 雲貴總督を授けらる
- 13年4月 金沙江開鑿工事終了
- 15年正月 乾隆帝に謁見、東閣大学士を授けられ、礼部尚書を兼務す「礼部侍郎」(列傳)
- 3月 太子太保を授けらる
- 16年3月 死去、文和と諡さる
「遺疏上、諭曰、張允隨簡任中外、宣力有年。忽聞溘逝、朕心深為軫惻。應得卹典、察例具奏。旋賜祭葬、諡文和。」(列傳)